

○地方行政委員会

・内閣提出法律案（六件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考
5	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二、二八	二、二二 三、二二 （予）	二、二六 三、二六	二、二六 三、二六	二、三一 三、三一	
11※	地方税法の一部を改正する法律案	ク	三、六	三、二八	三、二九 三、三〇	三、二六 三、二六	三、二七 三、二八	修正案（湖上貞雄君外七名）提出 三、三〇右可決 三、三〇 衆へ回付 三、三〇 衆同意
14※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	ク	三、九	六、六	六、一四 六、一五	四、一九	六、五 六、五	衆本会議趣旨説明 四、一九
50	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	ク	四、一八	四、一八 （予）	六、一九 六、二〇	四、一八	六、五 六、五	
68	道路交通法の一部を改正する法律案	ク	六、一	六、一 （予）	六、二五 六、二六	六、一 六、一	六、一五 六、一五	

衆議院議員提出法律案（一件）

3	号 番	件 名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参 議 院	衆 議 院	備 考
		過疎地域活性化特別措置法案	地方行政委員長 (二、三、二七)	三、二八	三、二八	委員会付託 三、二八 (予)	委員会議決 三、二九 可決 三、三〇 可決	可決 三、二八

69	号 番	件 名	衆議院先 提出月日	委員会付託	参 議 院	衆 議 院	備 考
		自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	二、六、一	三、二、六、一 (予)	委員会議決 三、二五 可決 三、二六 可決	委員会付託 三、二、六、一 交通安全 対策特委 委員会議決 三、二、六、一五 可決 三、二、六、一五 可決	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

平成元年度補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、地域振興基金の設置等に要する経費、地方債の縮減に要する経費等の財源措置を講ずるとともに、同特別会計における借入金金を六千九十六億円減額することとする。（以上の措置により、地方交付税の総額は、十三兆四千五百五十二億千六百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、二兆九千八百四十六億三千五百万円となる。）

二、基準財政需要額の算定方法の改正

地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度に限り地域振興基金費を設けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が一兆五千九百五十九億円増加することに伴い、さきの給与改定費に加え、補正予算による地方負担の増加、地方債の縮減、地域振興基金の設置、財源対策債償還基金の積み立て等に要する額九千八百六十三億円を平成元年度分の地方交付税として地方公共団体に交付し、残余の額六千九十六億円を交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の減額に充てることとし、このため、平成元年度分の地方交付税の総額について特例を設けることとするほか、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度の基準財政需要額の算定に用いる費目として地域振興基金費を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地域振興基金費の算定、交付税特別会計借入金返済の是非等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

1 所得割の非課税限度額算定の基準額を二十四万円（現行三十二万円）に引き上げる。

2 個人年金保険契約等に係る生命保険料控除について、その控除限度額を三万五千元（現行三万五千元）に引き上げるほか、一定の損害保険契約等に係る保険料または掛金について、損害保険料控除を設けることとし、控除限度額を短期損害保険料について二千元、長期損害保険料について一万円、短期損害保険料と長期損害保険料がある場合は一万円とする。

二、特別地方消費税

免税点を飲食等に係るものにあつては七千五百円（現行五千元）に、宿泊等に係るものにあつては一万五千元（現行一万円）に引き上げるとともに、収入額の五分の一に相当する範囲内の額を道府県から納税地所在の市町

村に交付する制度を設ける。

三、自動車税及び自動車取得税

昭和五十四年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを完全廃車して新たに買い替えた昭和六十三年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る自動車税の税率を二分の一とし、自動車取得税の税率を一％軽減する特例措置を二年度間に限って設ける。

四、特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例措置の適用期限を二年間延長し、平成四年三月三十一日までの間に取得された土地について適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額の引き上げ等を行うとともに、特別地方消費税の免税点の引き上げ等

を行うほか、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長等の改正を行うことを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、土地関連税制、非課税等特別措置の整理合理化、個人年金保険料の控除限度額、固定資産税の評価等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、日本社会党・護憲共同の渇上委員より、原案から特別地方消費税に係る改正部分を削除することを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、過疎地域活性化特別措置法案は、平成二年三月三十一日をもって効力を失う現行の過疎地域振興特別措置法にかわり、新たに、過疎地域の活性化を図り、地域格差の是正等に寄与することを目的とし、必要な特別措置を講じ

ようとするものでありまして、過疎地域の要件、過疎地域活性化計画の策定、財政上の特別措置及び有効期間を十年とすることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長島村宜伸君より趣旨説明を聴取した後、新法の適用対象外とする団体の経過措置等について質疑が行われ、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

1 平成二年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年分分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額千五百十三億円及び同

特別会計借入金償還額一兆四千六百六億円を控除した額とする。(以上の措置により、地方交付税の総額は、十三兆七千五百九十四億四千四百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、一兆五千七百四十億三千五百万円となる。)

2 平成三年度分から平成八年度分までの地方交付税の総額について、新たに二千二百七十九億円を加算し、各年度の加算額を改めることとする。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

平成二年度分の普通交付税の算定については、地域経済の活性化・自主的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び芸術文化の振興に要する経費及び消防救急対策等に要する経費の財源を措置するほか、地方財政の健全化を図るため平成二年度に限り、財源対策債償還基金費を設けることとする。

なお、衆議院において、本法律案附則に消費税に係る今回の税制改革に当たっては、平成二年度及び平成三年度以降において、地方交付税法の趣旨に基づき、地方財政の円滑な運営に資するため地方交付税の総額の安定的な確保が図られることとする一項を加える修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二年度分の地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年分地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、交付税特別会計借入金利子支払額千五百三十三億円及び同特別会計借入金償還額一兆四千六百六億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、新たに二千二百七十九億円を加算するとともに、普通交付税の算定について、地域振興、公共施設の整備及び維持管理、教育施策、福祉施策等に要する経費の財源を措置するほか、平成二年度に限り、財源対策債償還基金費を設けること等を主な内容とするものであります。

なお、衆議院におきまして、本法律案附則に消費税に係る今回の税制改革に当たっての地方交付税の総額の安定的な確保に関する一項を加える修正が行われております。

委員会におきましては、政府の提案理由及び衆議院の修正趣旨の説明を聴取した後、基準財政需要額の算定方法、交付税特別会計借入金の変還、公共投資十カ年計画の策定と地方財政負担、国庫補助負担率復元の見通し、国民健康保険の現状と助成策、地方への権限委譲、固定資産税、特別土地保有税、基地交付金等に関する諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、地方公務員の災害補償制度につき、別途提

出されている「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案」の改正内容と同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について、年度ごとの四月一日における国の職員の給与水準の変動に応じて計算する。
- 二、長期療養者の休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する。
- 三、この法律は、平成二年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公務員の災害補償制度につきまして、国家公務員の災害補償制度についての改正との均衡を考慮して、同様の措置を講じようとするものでありまして、年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について、年度ごとの四月一日における国の職員の給与水準の変動に応じて計算すること、長期療養者の休業補償の算定の基礎となる平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定することを主な内容とするもの

であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、過労死と公務災害認定、地方公務員災害補償基金の業務運営、休業補償の平均給与額への最高限度額の設定等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より、反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、災害の予防及び職業病の発生防止のため一層努力すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、放置行為の防止に係る使用者の責任等に関する規定の整備

1 車両の運転者が放置行為（車両を離れて直ちに運転

することができない状態にする行為）をし、その車両につき移動等の措置が採られた場合において、放置車両の使用人が放置行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、公安委員会は、その使用者に対し、放置行為を防止するため必要な措置を採ることを指示することができることとする。

2 1の指示に係る自動車につき、指示をした後一年以内に放置行為が行われ、その自動車の使用者がその自動車を使用することが著しく交通の危険を生じさせ、または著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その自動車を運転し、または運転させてはならない旨を命じることができることとする。

3 自動車の使用者等は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、放置行為をすることを命じ、または自動車の運転者が放置行為をすることを容認してはならないこととする。

二、罰金の額及び反則金の限度額に関する規定の整備
放置行為に係る罰金の額及び反則金の限度額を引き上げることとする。

三、転落積載物等及び交通事故に係る損壊物等の除去等に関する規定の整備

転落積載物等及び交通事故に係る損壊物等の早期排除を図るため、これらの物件について警察署長または警察官が移動、除去等の措置を採ることができることとする。

四、地域交通安全活動推進委員制度の新設

違法駐車防止活動その他地域における交通安全と円滑に資するための住民の自主的な活動を支援するため、公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者のうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができるものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案は、放置車両及び転落積載物等が道路における危険を生じさせ、または交通の妨害となっている実情等にかんがみ、放置車両について適正な管理を行っていない使用者に対する公安委員会

による指示、運行の制限の措置を設けること、放置行為に係る罰金の額及び反則金の限度額を引き上げること、転落積載物等に係る警察署長の措置に関する規定を整備すること、地域交通安全活動推進委員の制度を設けること等を主な内容とするものであります。

次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車は道路における危険を生じさせ、または円滑な道路交通に支障を及ぼしている実情にかんがみ、自動車の保有者の保管場所確保義務の履行を確保するため、軽自動車を新規に運行の用に供しようとするとき及び自動車の保管場所の位置を変更したときにおける保管場所の届出を義務づけるとともに、自動車に保管場所標章を表示させる制度を導入するほか、保管場所が確保されていない自動車の運行を制限する措置を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審議を進め、法改正の効果、車両の使用上の責任、地域交通安全活動推進委員の必要性とその業務、駐車問題に対する総合的対策等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、二法律案について順次採決の結果、いず

れも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しましては、現下の厳しい交通事故状況にかんがみ、交通安全対策に万全を期すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度の新設

設

1 軽自動車の保有者は、軽自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を届け出なければならないこととする。

2 登録自動車及び軽自動車の保有者は、自動車の保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日

以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を届け出なければならないこととする。

3 警察署長は、登録自動車の保管場所証明書を交付したとき、若しくは軽自動車の保管場所の届出を受理したとき、またはこれらの自動車について保管場所の位置の変更の届出を受理したときは、自動車の保有者に対し、保管場所の位置等について表示する保管場所標章を交付しなければならないこととし、保管場所標章の交付を受けた者は、これを自動車に表示しなければならないこととする。

二、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置

公安委員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないときは、その保有者に対し、保管場所が確保されたことについて公安委員会の確認を受けるまでの間、その自動車を運行の用に供してはならない旨を命ずることができることとする。

三、このほか、適用地域等に関する経過措置、施行日前から運行の用に供している自動車の取り扱い等に関する経過措置等所要の規定を整備する。

四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

委員長報告

六七ページ参照

過疎地域活性化特別措置法案（衆第三号）

要旨

本法律案は、過疎地域の活性化を図り、地域格差の是正等に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的な対策を実施するための必要な特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を「過疎地域」とする。

（一）次のいずれかに該当すること。

1 国勢調査の結果による昭和六十年人口の昭和三十年人口に対する減少率（次の2及び3において「人口減少率」という。）が〇・二五以上であること。

2 人口減少率が〇・二以上であって、国勢調査の結果による昭和六十年の市町村人口における六十五歳以上の人口比率が〇・一六以上であること。

3 人口減少率が〇・二以上であって、国勢調査の結果による昭和六十年の市町村人口における十五歳以上三十歳未満の人口比率が〇・一六以下であること。

（二）昭和六十一年度から昭和六十三年度までの平均財政力指数が〇・四四以下であること。

二、過疎地域活性化対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県知事は、内閣総理大臣と協議して過疎地域活性化方針を定めることとし、この方針に基づき、市町村及び都道府県知事はそれぞれ過疎地域活性化計画を策定する。

三、過疎地域活性化のため、国の負担又は補助の割合の特別措置を講ずるほか、基幹道路の整備、医療の確保、高齢者の福祉の増進、農林漁業金融公庫等からの資金の貸し付け、過疎地域における事業に係る税制上の特例等について、所要の特別措置を講ずる。

四、この法律は、平成二年四月一日から施行し、平成十二年三月三十一日限りその効力を失う。

五、現行の過疎地域の市町村で本法の要件に該当しなくなるもので政令で定めるものについては、五年間過疎対策事業債の発行を認めるほか、基幹道路の整備等について所要の経過措置を講ずる。

委員長報告

六二ページ参照